

2012年9月19日

神奈川県安全防災局危機管理部
災害対策課計画グループ 御中

住所 横浜市神奈川区六角橋 3-27-1
神奈川大学工学部荏本研究室内

氏名 防災塾・だるま
塾長 荏本孝久(神奈川大学工学部教授)

(事務担当 中島光明)

**「神奈川県地震災害対策推進条例(仮称)」骨子案について
意見書の提出**

標記について別紙の通り意見書を提出いたしますので宜しくお願いします。

敬具

参考:「防災塾・だるま」ホームページ
<http://darumajin.sakura.ne.jp>

2012年9月19日
「防災塾・だるま」

「神奈川県地震災害対策推進条例(仮称)」骨子案
についての意見書

本条例骨子案に関し、下記の観点から意見を提出いたします。
(骨子案について、修正及び追加意見を**朱書**いたします。)

1. 責務について

平成24年4月に修正された「神奈川県地域防災計画(地震災害対策計画)」を着実に推進するため、本条例が制定されるものであり、関係者の責務を適切に定めることが重要と考えます。

そのため、<4 責務>についての記述を下記に修正することが望ましいと考えます。

- **知事**、県民及び事業者の責務として、次の事項を**遂行しなければならない**。
- (1) **知事**の責務

2. 地震防災に関する「情報の整備と教育」について

地震災害に関しては、「定期的に情報を整備する」こと及び「学校教育」の推進を強調することが必要と考えます。

そのため、<5 基本的な対策 (2)地震防災に関する知識の普及>についての記述を下記に修正することが望ましいと考えます。

- イ 県は、地震災害に関する調査等を基に、地震災害を回避するため**定期的に**情報を整備し、県民にわかりやすく提供する。
- ウ 県は、市町村等と連携し、地震防災に関する教育(**学校教育、社会教育**)の推進を図る。

3. 火災対策と液状化対策について

地震災害の基本的な対策のひとつとして津波対策が取上げられています、同様に火災対策及び液状化対策も網羅すべきと考えます。

そのため、<5 基本的な対策>に「火災対策」と「液状化対策」の項目を追加することが望ましいと考えます。

- **火災対策**
 - ア 県民は、自主防災組織と連携し、住居火災の最小化のため、初期消火に努める。
 - イ 事業者は、事業所火災の最小化のため、初期消火に努める。
- **液状化対策**
 - ア 県は、液状化の想定される地域の情報の公開に努める。

以上